

第8章 事後調査計画

8.1 事後調査の検討

事後調査については、香川県環境影響評価技術指針の規定により、事後調査の項目の選定については、以下のとおりとされている。これらを踏まえて、事後調査の必要性及び手法等を検討した。

- ①事後調査は、対象事業に係る工事に着手した後において、当該対象事業の実施が環境に及ぼす影響を把握するために行うものであることから、原則として、選定項目について行うものとする。
- ②ただし、環境影響評価の結果において、その環境要素に及ぶおそれのある影響が軽微であり、かつ予測の不確実性が小さいと判断された項目については、事後調査の項目としなくてもよいものとする。また、事後調査の方法の選定にあたっては、以下に留意することと規定されている。
- ③環境影響評価で用いた調査方法を基本としながら、工事の実施中又は施設の供用時の事業活動を考慮して適切に選定するものとする。

8.2 事後調査の検討結果

8.2.1 事後調査の項目及び手法

(1) 事後調査の項目

本環境影響評価において、調査、予測及び評価を行った結果、動物、植物及び廃棄物等（建設発生土）を除く環境影響評価項目については、環境保全措置を講じることにより、本事業による影響は回避又は低減が図られるとともに、基準又は目標との整合性も図られると評価した。

ただし、動物、植物及び廃棄物等（建設発生土）については、影響の程度を勘案し、事後調査を実施する。

また、工事中の工事用資材等の搬出入車両及び供用時の廃棄物等の搬出入車両に係る環境影響評価項目については、評価結果は環境保全目標値を下回り、影響は軽微であるが、一部の道路沿道において車両の走行台数の増加に伴う沿道環境の変化が比較的大きいことから、本事業による影響の程度を確認するため、事後調査を実施する。

事後調査を実施する環境影響評価項目を表 8.2.1-1 に示す。

表 8.2.1-1 事後調査を実施する環境影響評価項目

影響要因の区分	工事の実施			施設の供用				
	工事用資材等の搬出入	建設機械の稼働	一時的な影響	造成等の施工による	施設の存在	施設の稼働	廃棄物等の搬出入	廃棄物の発生
環境要素								
大気環境	大気質	硫黄酸化物				—		
		窒素酸化物	○	—		—	○	
		浮遊粒子状物質	○	—		—	○	
		粉じん等		—		—		
		塩化水素				—		
		ダイオキシン類				—		
		水銀				—		
	騒音・超低周波音	騒音	○	—		—	○	
		超低周波音				—		
	振動		○	—		—	○	
	悪臭					—		
水環境	水質	浮遊物質量			—			
		水温						
		有害物質等						
	底質							
	地下水質							
	水象							
土壤環境・ その他の環境	地形・地質							
	地盤							
	土壤							
植物					●			
動物					●			
生態系					—			
景観						—		
人と自然との触れ合いの活動の場								
廃棄物等					●			—
水資源								
温室効果ガス							—	

注) 「●」は影響の程度を勘案し、事後調査を実施する項目である。

「○」は影響は軽微であるが、本事業による影響の程度を確認するため、事後調査を実施する項目である。

「-」は環境影響評価項目として選定し、予測・評価を行った項目であるが、事後調査を実施しない項目である。

(2) 事後調査の手法

事後調査の手法等を表 8.2.1-2 に示す。

表 8.2.1-2(1) 事後調査の手法等 (工事の実施)

影響要因	環境要素	調査対象	調査地点	調査時期	調査方法
工事用資材等の搬出入	大気質	・窒素酸化物 ・浮遊粒子状物質	予測・評価を実施した道路沿道とし、現地調査を実施した計 3 地点とする。	予測・評価を実施した時期と同様とし、造成工事中における工事用車両台数が最大となる時期とする。(1 週間×4 季 (春、夏、秋、冬))	窒素酸化物については、オゾンを用いる化学発光法とし、試料採取高さは地上から 1.5m とする。 浮遊粒子状物質については、ベータ線吸収法とし、試料採取高さは地上から 3.0m とする。
	騒音	・道路交通騒音 ・道路交通の状況 (交通量)		予測・評価を実施した時期と同様とし、造成工事中における工事用車両台数が最大となる月とする。 (平日 1 日×24 時間連続)	道路交通騒音は、環境基準において定められた騒音についての測定の方法とし、測定高さは地上高さ 1.2m とする。 道路交通の状況は、大型車類、小型車類等の車種別、上下線方向別に毎時間の交通量を計測する方法とする。
	振動	・道路交通振動 ・道路交通の状況 (交通量)			道路交通振動は、振動規制法施行規則（昭和 51 年總理府令第 58 号）別表第 2 備考 4 及び 7 の規定による振動についての測定の方法とし、測定高さは地表面とする。 道路交通の状況は、大型車類、小型車類等の車種別、上下線方向別に毎時間の交通量を計測する方法とする。
造成等の施工による一時的な影響及び施設の存在	動物	セトウチサンショウウオ、ミナミメダカ、ヒメタイコウチ	移植地とする。	移植後 2 年～4 年を基本とし、対象種の確認適期を基本として実施する。	個体の捕獲による生息確認とする。
	植物	ギンラン、アケボノシュスラン、イヌタヌキモ	移植地とする。	移植後 2 年を基本とし、対象種の花期を基本として実施する。	目視による生育確認とする。
	廃棄物等	建設発生土	対象事業実施区域 内とする。	工事期間中とする。	建設発生土の発生量及び再利用量を工事関連資料より確認する。

表 8.2.1-2(2) 事後調査の手法等（施設の供用）

影響要因	環境要素	調査項目	調査地点	調査時期	調査方法
廃棄物等の搬出入	大気質	・窒素酸化物 ・浮遊粒子状物質	予測・評価を実施した道路沿道とし、現地調査を実施した計5地点とする。	予測・評価を実施した時期と同様とし、施設の稼働が定常状態となる時期とする。 (1週間×4季(春、夏、秋、冬))	窒素酸化物については、オゾンを用いる化学発光法とし、試料採取高さは地上から1.5mとする。 浮遊粒子状物質については、ベータ線吸収法とし、試料採取高さは地上から3.0mとする。
	騒音	・道路交通騒音 ・道路交通の状況(交通量)		予測・評価を実施した時期と同様とし、施設の稼働が定常状態となる時期とする。 (平日1日×24時間連続)	道路交通騒音は、環境基準において定められた騒音についての測定の方法とし、測定高さは地上高さ1.2mとする。 道路交通の状況は、大型車類、小型車類等の車種別、上下線方向別に毎時間の交通量を計測する方法とする。
	振動	・道路交通振動 ・道路交通の状況(交通量)			道路交通振動は、振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号)別表第2備考4及び7の規定による振動についての測定の方法とし、測定高さは地表面とする。 道路交通の状況は、大型車類、小型車類等の車種別、上下線方向別に毎時間の交通量を計測する方法とする。

8.2.2 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針

事後調査の結果から、事業の実施による環境影響の程度が予測・評価の結果と比較して、著しいことが明らかになった場合は、直ちに関係機関に報告するとともに、追加の環境保全措置の検討・実施し、影響を軽減するための対策を講じる。

8.2.3 事後調査報告書の送付予定時期

事後調査報告書は、工事完了の1年後を目途に提出する。

なお、事業の実施による環境影響の程度が、予測・評価の結果と比較して、影響が著しいことが明らかになった場合は、直ちに報告する。